

四国中央市空家等対策協議会の概要について

【空家法】

〔立法経過〕

平成 22 年頃から、いわゆる空家問題が顕在化するなか、多数の地方公共団体(H26. 10 時点 401 団体)が独自に空き家対策条例を制定して、空家の撤去など適正な管理確保に取り組む動きを進めていました。

しかし、法律の裏付けがないことから種々制約も多く、国レベルで積極的かつ計画的に対処することを求める声が高まりました。

そこで、これに応えるため、平成 26 年 11 月、議員提案により空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)が制定されました。

〔空家法に規定されている事項〕

目的(第 1 条)

特定空家等の定義(第 2 条)

空家等の所有者等の責務(第 3 条)

市町村の責務(第 4 条)

空家等対策計画(第 6 条)

空家等対策協議会(第 7 条)

立入調査等(第 9 条)

空家等の所有者等に関する税務情報の利用等(第 10 条)

空家等に関するデータベースの整備等(第 11 条)

所有者等による空家等の適切な管理の促進(第 12 条)

空家等及び空家等の跡地の活用等(第 13 条)

特定空家等に対する行政措置(第 14 条)

過料(第 16 条)

〔空家法に規定されていない事項〕

緊急安全措置

空家発生予防策

空家活用(流通)策

具体的な財政支援策

具体的な方策については
空家等対策計画に盛り込む。

空家法では、行政処分や行政強制に関わる部分については、ナショナルミニマムとして明確に規定する一方で、その執行体制については、協議会を立ち上げて、しっかりとした計画を立てて取り組み、行政措置や立入調査を行う、という枠組みを示すに留め、その執行体制については、執行主体である市町村に任せる仕組みになっております。

【四国中央市空家等対策協議会の設置】

〔性質〕

空家等対策法第7条の規定に基づき設置する
地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関

〔所掌事務〕

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) (1)の実施に関すること。
 - ・法第14条第2項に規定する勧告に関すること。
 - ・法第14条第3項に規定する命令に関すること。
 - ・法第14条第9項又は第10項に規定する代執行に関すること。
- (3) その他空家等の適正な管理及び活用に関して市長が必要と認めること。

〔任期〕

2年（平成28年10月28日～平成30年10月27日）

〔開催予定案〕

開催月	10	11	12	1	2	3
回数						
空家等対策計画	骨格	素案 協議	素案 協議	議会 説明	ツツ コメント	成案
個別事案 (パトケース)	非公開	非公開	非公開			非公開